

制度・業務

福祉 高齢者の補聴器等の購入を助成

加齢により耳が聞こえにくくなった人に対し、補聴器等の購入に要する費用を助成します。

対象 以下の全ての要件を満たす人

▷市内に住所を有する満65歳以上

▷市民税非課税世帯または生活保護世帯に属する

▷聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない

▷耳鼻咽喉科医師の診断を受け、補聴器等の必要性を認める証明を受けている

▷中等度難聴(医師の判断による例外あり)である

助成内容(1人1回限り) 上限2万5,000円

・1台分の購入にかかる費用を助成。修理、メンテナンス費用は対象外。

・受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担。

・申請前に購入されたものは助成対象外。

詳細はお問い合わせまたはホームページをご覧ください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2023030600024/>

高齢介護課 ☎893-6400

子育て 児童手当制度のお知らせ

令和4年度から児童手当・特例給付の制度や手続き等が一部変更となっています。

所得上限限度額超過のため5月分まで受給していない人

所得上限限度額を超えて受給資格消滅や申請却下となっている人で、今年度所得上限限度額を下回った場合(下回るか不明な場合を含む)には改めて5月中に認定請求書の提出が必要です(自動的に支給が開始されません)。

児童手当・特例給付を受給中の人

受給者(もしくは配偶者で対象年度の所得額が高くなった人)の所得額が所得上限限度額を超える場合、受給資格が消滅となり児童手当・特例給付は支給されなくなります。毎年6月に判定を行い、消滅となった人には消滅通知を送付します。

現況届

児童の養育状況が変わっていなければ、一部を除いて、現況届の提出は不要です。提出が必要な人には、5月末頃に提出のお知らせを送付します。

子育て支援課 ☎893-6406



申請 マイナポイント第2弾 申込期限は9月末まで再延長

マイナポイントの手続きをした人は、最大2万円分のマイナポイントが付与されます。2月末までにマイナンバーカードの申請をした人が対象です。キャッシュレス決済事業者によっては、9月末よりも前にポイント申込期限やポイントに係るチャージ・お買い物の期限を定めているものもあります。ポイント付与のタイミングや条件、有効期限に関する質問等は、総務省の「マイナポイント事業ホームページ」で確認または各決済事業者にお問い合わせください。

申請サポートも実施しています。

時間 9:00～17:00

場所 市役所本館前 北大阪商工会議所横入り口
マイナポイントサポート窓口

市民課 ☎892-0121

福祉 合理的配慮の提供に関する支援事業

障がい者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するため、事業者が合理的な配慮を提供すること(物品購入、工事施工に係る経費等)に対し補助金を交付します。詳細はお問い合わせまたはホームページをご覧ください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2023041100025/>

障がい福祉課 ☎893-6400

申請 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限5万円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度:工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度:設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却補助制度:上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

①昭和56年5月以前に建築された木造住宅

②耐震診断後の施工

③所有者等の直近の課税標準額が507万円未満
いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

都市まちづくり課 ☎892-0121

子育て 児童扶養手当

児童扶養手当制度について

父母の離婚等(死亡、障がい等)により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満の児童))を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父または父母以外で児童を養育する人に支給されます。受給資格がなくなったとき(婚姻(内縁を含む)、父・母の帰還、児童を養育しなくなった等)は、すぐに届け出をしてください。

受給についての条件

公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件等の条件があります。

定例払い

5/11(木)

子育て支援課 ☎893-6406

申請 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること。

▷撤去する塀の高さが60センチ以上であること。

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60センチ以下となること。

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出したりしないこと。

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60センチ以下とし、60センチを超える部分は軽量のフェンスとすること。

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)②改修:費用の80%(上限20万円)

②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

都市まちづくり課 ☎892-0121

防災 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金を申請者に代わって工事等の実施業者が受け取るものです。これにより申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。代理受領できるのは申請者と契約した業者に限りです。

都市まちづくり課 ☎892-0121

税・保険・年金

年金 ご存じですか? 国民年金の各種制度

任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受け取る年金)は、40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳まで任意加入し保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受ける資格は、原則10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

対象 昭和40年4/1以前生まれの人

付加保険料制度

申請により、国民年金の保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

産前産後保険料免除制度

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から申請できます。

申請書のダウンロード <https://www.nenkin.go.jp>

枚方年金事務所 ☎846-5011

医療保険課 ☎892-0121

税 地方税統一QRコードで納付ができます

地方税統一QRコードが印字された納付書による市税の納付が可能となりました。QRコード対応金融機関や「地方税お支払いサイト」を利用した幅広い電子決済に対応しています。詳細はホームページをご覧ください。

対象税目

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

支払い方法

▷地方税統一QRコード対応金融機関窓口

▷地方税お支払いサイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)

クレジットカード払い(別途手数料要)、インターネットバンキング、各種スマホ決済アプリ(バーコード利用とは異なります)

税務室 ☎892-0121

税 市税の納期限

固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)第1期分の納期限は5/31(水)です。期限までに納めてください。

税務室 ☎892-0121